

11

12/8 JEC-④

電気事業門真市（以下、「甲」という。）と関西電力株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙両当事間で締結した平成23年3月31日付電気供給契約書（以下、「供給契約書」という。）に付帯して、平成22年4月1日実施の特定規模電気供給条件（以下、「供給条件」という。）に基づき、電気の使用について以下のとおり契約する。



長期特約契約書

環境セクタ

第1条（目的）
本契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 主契約
電力供給について定める本特約部分の契約をいう。
(2) 電力
本契約において主線となる電力をいい、第7条に定めるところによる主契約の契約電力とする。
(3) 電力供給量
本契約の履行のために主が供給する電力をいい、基準電力に、7を乗じて得た値とする。
なお、基準電力のみの場合は「キロワット」とし、その他の場合は「キロワット以下第1位で四捨五入する。」
(4) 供給条件
本契約の履行のために本契約が締結する基準となる月次電力をいい、本契約の締結日が属する月の電力から前月迄の期間終了月の属する月までの月次とする。

第2条（その他）
本契約書に定めのない用語の意義については、供給契約書および供給条件（以下、「供給条件等」という。）によるものとする。
1. 本契約書の各条項の規定による場合、供給条件等において「料金表」とあるのは、「料金表および本契約書」と、また、「その他の料金表」とあるのは、「その他の料金表および本契約書」と読み替える。
2. 甲乙両当事間で締結するほかの電気供給契約等により、第4条に定める場所を需要場所とする電気供給契約を締結する場合は、本契約書において「供給契約書」とあるのは、「供給契約書と併結した電気供給契約書」と読み替える。

門 真 市

関西電力株式会社

第4条（需要場所）
甲が本契約に基づき電気を使用する場所は、大阪府門真市城田町1-9番5号（門真市環境センター）とする。
第5条（特約種類）
甲が本契約に基づき使用する電気の特約種類は、長期特約とする。

長期特約契約書

需要者門真市（以下、「甲」という。）と供給者関西電力株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙両者間で締結した平成23年3月31日付電気需給契約書（以下、「需給契約書」という。）に付帯して、平成22年4月1日実施の特定規模需要供給条件（以下、「供給条件」という。）に基づき、電気の需給について以下のとおり契約する。

I 総 則

第1条（契約の目的）

本契約は、甲が特約適用期間を通じて第2条第1号に定める主契約の契約電力を第2条第3号に定める最低保証電力以上に長期間維持することにより、乙の所有する電力供給設備の効率的かつ安定的な運用に資することを目的とする。

第2条（定義規定）

本契約書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 主契約

需給契約書において定める常時供給分の契約をいう。

(2) 基準電力

本契約において基準となる電力をいい、第7条に定める日における主契約の契約電力とする。

(3) 最低保証電力

特約適用期間中において甲が契約上最低維持すべき電力をいい、基準電力に0.7を乗じて得た値とする。

なお、最低保証電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(4) 契約残存月数

特約適用期間満了に先だって本契約が消滅する場合の残存月数をいい、本契約の消滅日が属する月の翌月から特約適用期間満了日の属する月までの月数とする。

第3条（その他）

本契約書に定めのない用語の定義については、需給契約書および供給条件（以下、「供給条件等」という。）によるものとする。

2 本契約書の各条項の規定による場合、供給条件全文において「料金表」とあるのは、「料金表および本契約書」と、また、「特約料金表」とあるのは、「特約料金表および本契約書」と読み替える。

3 甲と乙が需給契約書に定める契約使用期間満了等により、第4条に定める場所を需要場所とする電気需給契約を再締結する場合は、本契約書全文において「需給契約書」とあるのは、「甲乙両者間で再締結した電気需給契約書」と読み替える。

II 特 約 内 容

第4条（需要場所）

甲が本契約に基づき電気を使用する場所は、大阪府門真市深田町19番5号（門真市環境センター）とする。

第5条（特約種別）

甲が本契約に基づき使用する電気の特約種別は、長期特約とする。

第6条（基準電力・最低保証電力）

基準電力および最低保証電力は、次のとおりとする。

基準電力	最低保証電力
1,490キロワット	1,043キロワット

- 2 甲は、主契約の契約電力を、特約適用期間を通じて、前項に定める最低保証電力以上に維持するものとする。

第7条（料金適用開始の日）

料金適用開始の日は、平成23年4月1日とする。

第8条（特約適用期間）

特約適用期間は、第7条に定める日から平成26年3月31日までの3年間とする。

3年内!

Ⅲ 料 金

第9条（料金）

各月の料金は、主契約により算定された早収料金から、第10条の定めにより算定した長期割引額を差し引いた金額を早収料金（以下、「早収料金」という。）として算定する。

第10条（長期割引額）

長期割引額は、1月につき、次のとおり算定して得た金額とする。

長期割引額 = その1月の基本料金 × 第11条に定める長期割引率

- 2 前項に定めるその1月の基本料金は、主契約によって算定された基本料金をいい、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとする。
- 3 長期割引額の単位は1円とし、その端数は小数点以下第3位で四捨五入する。

第11条（長期割引率）

長期割引率は、4パーセントとする。

第12条（長期割引精算金および違約補償金）

第13条の定めにより特約適用期間満了に先だって本契約が消滅する場合（第13条第1項第1号の定めにより契約が消滅する場合で、第13条第1項第2号の定めにかたがたしないときを除くものとする。）は、乙がやむをえないと判断するときを除き、甲は次に定める長期割引精算金および違約補償金を乙に支払うものとする。

(1) 長期割引精算金

長期割引精算金は、第7条に定める日から本契約の消滅日までの期間における第10条の定めにより算定した長期割引額の全額とする。

なお、この場合、本契約の消滅日の属する月の早収料金に、当該長期割引精算金を加えた金額を早収料金（但し、月初に本契約が消滅する場合は、本契約の消滅日の属する月の前月の早収料金とする。）として算定する。

(2) 違約補償金

違約補償金は、次のとおり算定して得た金額とする。この場合、支払義務は、本契約の消滅日に発生するものとする。

$$\text{違約補償金} = \text{基本料金} \times \text{第11条に定める長期割引率} \times \text{契約残存月数} \times 10\text{パーセント}$$

なお、上式における基本料金は、本契約の消滅日の属する月の前月における主契約によって算定された基本料金とし、力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとする。

IV そ の 他

第13条 (契約の解消)

次の各号に該当する場合は、乙は、特約適用期間中であっても本契約を解消する。

- (1) 主契約の契約電力が500キロワットを下回る場合
 - (2) 甲が第6条第2項の定めに関し反した場合
 - (3) 供給条件48 (解約) により、乙が主契約を解約する場合
 - (4) 甲が本契約の廃止を希望する場合
 - (5) 主契約が終了した場合 (第4条に定める場所を需要場所とする主契約を新たに乙と締結することにより、甲が継続して電気を使用する場合を除くものとする。)
- 2 甲が本契約書および供給条件等の定めに関し反した場合は、乙は本契約を解消することができるものとする。

第14条 (守秘義務)

甲または乙は、相手方の文書等による承諾を得た場合を除き、本契約締結の事実および本契約に関する事項について第三者に開示してはならない。

なお、本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

第15条 (その他の事項)

本契約書に定めのない事項については、供給条件等によるものとする。

- 2 本契約書および供給条件等に定めのない事項については、甲乙両者の協議をもって決定するものとする。
- 3 甲乙両者間で締結した平成18年3月31日付長期待約契約書およびこれに付帯する覚書は、平成23年4月1日以降その効力を失うものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各々その1通を保有する。

平成23年3月31日

甲 (需要者) 大阪府門真市中町1番1号
大阪府門真市長 園部一成

乙 (供給者) 大阪府守口市八雲東町1丁目9番15号
関西電力株式会社 宝島営業所
所長 浦 洋祐